

青森市立西田沢小学校 いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは、それを受けた児童の尊厳を奪う重大な権利侵害行為である。また、その行為により児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。

「いかなる理由があろうとも、いじめは絶対に許されない」、「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの児童にも起こりうる」という基本認識に立ち、本校の児童が、生命や人権を尊重され、楽しく豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校をつくるために「青森市立西田沢小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

本校における「いじめ防止のための基本的な姿勢」を以下に示す。

- 学校、学級内にいじめを許さない風土を作ります。
- 児童、教職員の生命や人権を尊重する感覚を高めます。
- 児童と児童、児童と教職員は、互いを理解し合い、温かな人間関係を築きます。
- いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決します。
- いじめ問題について保護者・地域そして関係機関との連携を深めます。

1 「いじめ」の理解 (いじめ防止対策推進法第2条から)

(定義) 第2条

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- (1) 個々の行為が「いじめ」に当たるかどうかの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめられた児童の立場に立って行う必要がある。いじめられていても、本人がそれを否定する場合があることが多々あることを踏まえ、児童本人や周辺の状況等を客観的に確認したり、児童の表情や様子をきめ細かく観察したりするなどして確認することが必要である。
- (2) (定義)の内容を具体的に確認する。
 - 「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童や塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人間関係を指す。
 - 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

インターネット上で悪口を書かれた児童がいたが、当該児童が知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童に対する指導等については法の趣旨を踏まえ適切な対応が必要である。
 - いじめられた児童の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。具体的には、好意から行った行為が意図せずに相手の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合については、学校は、行為を行った児童に悪意はなかったことを十分加味した上で対応する必要がある。
 - 具体的ないじめの態様には、以下のようなものがある。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
 - ・仲間はずれ、集団による無視をされる
 - ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
 - ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
 - ・金品をたかられる
 - ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
 - ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
 - ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等
- これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきものと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察への通報が必要なものが含まれることから、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察と連携して対応することが必要である。

2 いじめ防止等の対策のための組織

- (1) 「いじめ防止対策委員会」を置く。教職員として校長、教頭（いじめ防止推進教師）、教務主任、生徒指導主任、養護教諭、及び関係職員とする。また、第三者の立場から、学区における主任児童委員、民生委員及び学校評議員を加えて構成する。
- (2) 役割として以下の内容を行う。
- ① いじめ防止の取組
 - ・相談、通報の窓口、相談内容の把握、情報の集約と仮仕分け（いじめ防止推進教師）
 - ・児童、保護者へのいじめ防止の啓発（生徒指導主任・いじめ防止推進教師）
 - ・基本方針や年間の取組のチェック、見直し
 - ② いじめの疑いがある場合
 - ・緊急会議の開催（情報の収集・記録、整理・分析、判断、共有、対応方針の決定など）
 - ・関係児童への具体的対策実施
 - ・保護者への対策実施
 - ③ 認知に関わることやその対策については、必要に応じて、第三者の立場の構成員を加えて、事実関係の把握、関係児童や保護者への対応等について協議する。また、対策を実施する。

3 いじめの未然防止

- (1) 学校として
- ① 児童に、生命のかけがえなさ、生命に対する畏敬の念、自分も他人も大切に作る人間尊重の精神を育み、生活の中に生かせるように道徳教育や学級指導の充実を図る。
 - ② 児童同士心の通じ合う集団づくりや、種々の体験活動等の中での人との触れ合いを通して、社会や集団の中でのコミュニケーション能力の育成を図る。
 - ③ 児童に集団の一員としての自覚や自信を育み、互いに認め合える人間関係をつくる。
 - ④ 友だちと学び合い、誰もが参加・活躍できる授業を工夫し、分かる授業を実践することで学習に対する充実感や達成感を味わわせる。
 - ⑤ いじめに関するアンケート調査、面談を毎月1回実施する。また、学期に1回学校生活アンケート、教育相談を実施する。
 - ⑥ 「子どもを語る会」（生徒指導部）を、毎月位置づけ、全職員で児童の実態、気になる様子について、情報の交換と共有を行う。

- ⑦ 校内研修（研修部、生徒指導主任、いじめ防止推進教師）を行い、「いじめ」や「いじめの未然防止」について教職員の理解と実践力を深める。
- ⑧ 全校「あったか運動」（特別活動部の児童会）を行い、全校児童が互いのよさを見つけたり、発表したりして、互いに認め合い、思いやる気持ちを育てる。また、いじめを防止するために自分たちができることを話し合う活動「いじめしま宣言」を行い、いじめを行わない態度を育てる。
- ⑨ ネットいじめ等に対する対策等（生徒指導部）を行う。
- ⑩ 校長が、「いじめ問題」等に関する講話を全校朝会等で行い、学校として「いじめは絶対に許されない」ということ、「いじめ」に気付いた時には、すぐに担任や周りの大人に知らせることの大切さを児童に伝える。
- ⑪ 学校での種々の取組等で得られた情報については、児童の個人情報に配慮しながら教職員全員が共有し、常に教職員全員が同じ方向性で指導・支援を行う。

<年間の主な取組計画と計画を担当する分掌等>

分掌等\月	4	5	6	7	8	9
総務部	○学校便り等～年間継続・必要時～			○保護者個人面談		
教務部	○家庭環境調査○参観日：全体会・学級懇談			○参観日：全体会・学級懇談		
いじめ防止対策委員会	○方針の提案・共通理解（4月）○方針の公表 ○アンケート・面談の実施（学校生活アンケート実施月を除く月）～年間継続～ ○いじめ防止対策委員会（4月、2月・週1回・必要時）～年間継続～ ○いじめ防止に係る校内研修～年間継続～ ○夏季休業中の子どもの状況把握（8月）					
生徒指導部	○連休の生活指導 ○交友関係の把握 ○生活アンケートの実施① ○情報モラルの指導（1学期） ○教育相談① ○夏休み生活指導 ○生活目標～年間継続～ ○子どもを語る会～年間継続～ ○登・下校指導（夏季休業明け）					
特別活動部	○あったか運動開始～年間継続～ ○いじめしま宣言 ○いじめ問題に関する対話集会への参加・報告会 ○夏季休業明け後に実施するいじめ防止に関わる内容項目の授業推進（7月～8月）					
研修部	○授業研究・授業参観（全学年・全学級）生徒指導の視点でも参観し学びあう～年間継続～					
(道徳指導)	○道徳教育の推進～年間継続～ ○夏季休業明け後に実施するいじめ防止に関わる価値項目の授業推進（7月～8月）					

分掌等\月	10	11	12	1	2	3
総務部	○学校・関係者評価<保護者・関係者アンケート>○学校評価結果公表					
教務部	○参観日：学級懇談			○参観日：全体会・学級懇談		
いじめ防止対策委員会	○冬季休業中の子どもの状況把握（1月） ○いじめ防止基本方針のチェック・見直し（必要時・1月） ○学年末休業中の子どもの状況把握（3月）					
生徒指導部	○交友関係の把握 ○生活アンケートの実施②			○生活アンケートの実施③ ○教育相談② ○冬休み生活指導 ○教育相談③ ○登・下校指導（冬季休業明け）		
特別活動部	○児童集会 ○学級活動の年間指導計画のチェック・見直し（必要時・3月） ○冬季休業明け後に実施するいじめ防止に関わる内容項目の授業推進（12月～1月）					
研修部	○次年度の研修内容検討					
(道徳指導)	○特別の教科道徳の年間指導計画のチェック・見直し（必要時・3月） ○冬季休業明け後に実施するいじめ防止に関わる価値項目の授業推進（12月～1月）					

※1 「いじめ防止対策委員会」は、4月、2月の他、週に1回定期に開催する。他は必要に応じて開催する。

※2 「子どもを語る会」は、毎月の職員会議の中に位置付け、生徒指導部が中心となって実施する。
また、「子どもを語る会」の最後にいじめ防止推進教師が中心となって、いじめやいじめの未然防止についての研修を実施する。

※3 毎月の「生活目標」の取組を全校朝会で振り返ることにより、規範意識の醸成を図る。

(2) 教職員として

- ① 日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童一人一人の些細な変化がないか、鋭敏な感覚をもって観察するように努める。
- ② 児童一人一人の理解や児童が自己有用感、充実感を得られる学級経営に努める。
- ③ 学校、学級の様々なルールを守るという規範意識の醸成に努める。
- ④ 友だちと学び合い、誰もが参加・活躍できる授業を工夫し、児童がわかり、基礎・基本の定着とともに達成感・成就感をもてる授業づくりを行う。
- ⑤ 児童自身がいじめを自分たちの問題として受け止め、「いじめは決して許されないこと」という認識を児童がもつよう様々な活動の中で指導する。
- ⑥ 見て見ないふりをすることは「いじめ」をしていることにつながることや「いじめ」を見たら、他の先生方に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。
- ⑦ 教師の言動が児童を傷付けたり、いじめを助長したりすることがないように、指導には細心の注意を払う。
- ⑧ 授業中に、特定の児童に対して、他の児童によるからかいや冷やかしの言動が見られた場合は、すぐに指導する。
- ⑨ 問題を抱え込まないで、些細なことでも、対策委員会や管理職への報告、相談するよう職員会議等で確認する。

(3) 保護者・地域に対して

- ① 児童が発する変化のサインに気付いたら、学校に相談することの大切さを学校便りや参観日等で伝える。
- ② 家庭では、以下のことが大切であることを学校から機をみて啓発する。
 - ア 子どもとの会話を大切にし、悩みを相談できる雰囲気をつくる。
 - イ 起床や就寝時刻、学習時間など基本的な生活習慣の確立に努める。
 - ウ 情報機器の使用時間やインターネットの利用の仕方など、家庭内ルールを決める。
 - エ 地域の行事や共同作業に参加させ、人との触れ合いを通して、社会規範を身につけさせる。
- ③ 地域では、保護者同士、大人同士の関係の中で地域の子どもの見守りに協力を呼びかけ、様子の変化を感じたらすぐに学校へ知らせるようお願いする。
- ④ いじめ問題には、学校・家庭・地域が連携して対応することが大切であることを学校便り、参観日等で伝えて、理解と協力をお願いする。

4 「いじめ」の早期発見・早期対応

(1) 早期発見にむけて・・・「児童の変化に気付く」

- ① 児童の様子を、担任をはじめ多くの教職員で見守り、様子に変化が感じられた場合は、いじめ防止推進教師に報告をする。様子に変化を感じる児童には、教師は積極的に声がけを行い、いじめの疑いまたは、そのものを認知する。

- ② アンケート調査や面談等を活用し、児童の人間関係や学校生活等の悩み等を積極的に把握し、いじめの疑いまたは、そのものを認知する。

(2) 相談ができる・・・「誰にでも」

- ① いじめに限らず、困ったことや悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを常に児童に伝えていく。
- ② 相談する児童や保護者の話は、親身になって聞き、悩みや苦しみ、内容を受け止め、児童をいじめから守る姿勢をもって対応することを伝える。
- ③ いじめに関する相談を受けた教職員は、速やかに管理職（いじめ防止推進教師）に報告するとともにいじめ防止等対策委員会を通して校内で情報を共有し、組織で対応するようにする。

(3) 早期の解決を・・・「傷口は小さいうちに」

- ① いじめを認知、または発見・通報を受けた場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童や知らせてきた児童の安全を確保する。いじめられた児童に対しては、徹底して守り通すことを伝え不安を除去する。
 - ② 速やかに、いじめ防止対策委員会を開き、事実関係を早期に、正しく把握し、組織で対応する。必要に応じて教育委員会や関係機関と相談しながら組織で対応する。
 - ③ 事実関係は、いじめた、いじめられたといった二者関係だけでなく周辺の情報を収集して構造的に問題を捉える。
 - ④ いじめている児童には、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度で指導する。
 - ⑤ いじめることがいかに相手を傷つけているかについて気付かせるとともに、いじめてしまった状況聞き取り、間違った考え方に気付かせながら他人の痛みを知ることができるよう根気強く指導すると共に、該当する児童の心の安定を図る指導を行う。
 - ⑥ 事実関係を正確に当該の保護者に伝え、学校での指導、家庭での対応の仕方について確認し、学校と連携し合って改善していくことを伝える。
 - ⑦ 必要に応じていじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための場を設ける。
 - ⑧ 被害・加害児童だけでなく、観衆や傍観者に対しても加害者と同じだという自覚を深め、人間として正しいことを主張する大切さや相手の気持ち立場を思いやることができるように指導を行う。
- ※ 指導後も継続して様子を見ていく。

5 評価

- (1) 基本方針や具体的取組について、児童、保護者、教職員からのアンケート調査などから学校としての評価を行い、必要によって見直し、改善して次年度の取組に生かす。
- (2) 評価の際は、いじめの有無のみではなく、問題を隠さない情報の表出、実態把握や対応など、具体的な取組状況についての評価を大切にする。

6 教育委員会等関係機関、地域、PTA との連携

- (1) いじめの事実を認知した場合の青森市教育委員会への報告、重大事態発生時の対応等については、関係機関（警察、児童相談所、医療機関等）との連携も含め、青森市教育委員会に指導・助言を求めて学校として組織的に動くようにする。また、関連する情報の交換、共有に努める。
- (2) 教育相談の実施に当たっては、青森市教育研修センター、青森県総合学校教育センターの教育相談等の窓口と必要に応じて連携する。

- (3) 地域全体で、「いじめは絶対に許されない」という認識を広めることが大切であるということから、PTA や地域の様々な会合等で、児童のいじめ問題など健全育成についての話し合いをしてもらうようお願いする。
- (4) 校外委員会の取組である長期休業明けの登校指導時の児童の様子について、学校へ報告をしてもらう。

7 重大事態の発生と調査 (いじめ防止対策推進法第28条から)

(学校の設置者又はその設置する学校による対処) 第28条

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同様の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(1) 重大事態の意味

- ① いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ア 児童が自殺を企図した場合
 - イ 児童が身体に重大な傷害を負った場合
 - ウ 児童が金品等に重大な被害を被った場合
 - エ 児童が精神性の疾患を発症した場合
- ② いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
 - ア 「相当の期間」とは、不登校の意義を踏まえ、年間30日を目安とするが、一定期間連続して欠席している場合は、上記目安に関わらず、教育委員会又は学校の判断で、迅速に調査に着手する。
- ③ 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあった時は、学校側の認識に関わらず、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(2) 重大事態の報告

- 青森市教育委員会に、速やかに報告する。

(3) 重大事態の調査

- ① 重大事態が生じた場合は、青森市教育委員会の判断・指示の下、調査を行う。
 - ア 調査の主体は、教育委員会又は学校となるが、学校となっても教育委員会から必要な指導、支援を受ける。
 - イ 調査委員会には、第三者（弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等）を加え、調査の公平性・中立性を確保する。
 - ウ 学校が主体となる場合には、学校の既存の「いじめ防止等対策委員会」の組織を母体とし、事態の性質によって専門家を加えて実施する。
- ② 事実関係を明確にするための調査
 - ア 「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人

間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対したかなど事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

イ 本調査は、民事・刑事上の責任追及等を目的とするものではなく、学校と教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るために行うものである。

ウ 重大事態の調査により明らかになった事実関係が、教育委員会及び学校にとって不都合なことであったとしても、関係者で情報を共有し、隠さずに事実をしっかり向き合い、再発防止に努める。

【いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合】

- いじめられた児童から十分に聴き取るとともに、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などを行う。この際、個別の事案が広く明らかになり、いじめられた児童の学校復帰が阻害させることのないように配慮するなど、いじめられた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先とする。
- 調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童への指導を行い、いじめ行為を止めさせる。
- いじめられた児童に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童の状況に応じた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

【いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合】

- 児童の入院や死亡など、聴き取りが不可能な場合は、当該児童の保護者の要望・意見を十分聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。
- 方法としては、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などを行う。

③ 自殺の背景調査の実施

ア 児童の自殺という事態が起こった場合の調査は、その後の自殺防止に資する観点から行う。

イ 亡くなった児童の尊厳を保持しつつ、死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

ウ 留意事項

- 遺族が当該児童を最も身近に知り、背景調査について切実な心情をもつことを認識し、その要望・意見を聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- 在校生及び保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- 死亡した児童が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳細調査の実施を提案する。
- 詳細調査を行うに当たり、教育委員会又は学校は、遺族に対して、調査の目的・目標、組織の構成等、概ねの期間や方法、入手した資料の取扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り、遺族と合意しておく。
- 調査を行う組織については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有するものであり、当該事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有するものではないもの（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保する。
- 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行う。
- 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響につ

いての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。

- 学校が調査を行う場合は、教育委員会に情報の提供について必要な指導及び支援を受ける。
- 情報発信・情報対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからと言ってトラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。なお、亡くなった児童の尊厳の保持や子どもの自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要である。

④ 留意事項

- ア 事実関係の全貌把握が不十分な場合は、詳細調査前に行った調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行う。
- イ 重大事態が発生した場合に、関係のあった児童が深く傷つき、学校全体の児童や保護者や地域にも不安や動揺が広がることから、教育委員会及び学校は、児童や保護者の心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

(4) 調査結果の提供及び報告

① いじめを受けた児童及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

(学校の設置者又はその設置する学校による対処) 第28条第2項

学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

- ア 教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明する。この情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で、経過報告を行う。
- イ これらの情報の提供に当たっては、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠ることがあってはならず、教育委員会又は学校は、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。
- ウ 質問紙調査をする場合は、事前に調査対象となる児童やその保護者に対し、その結果をいじめられた児童又はその保護者に提供する場合があることを説明するなどの措置が必要であることを留意する。
- エ 学校が調査を行う場合は、教育委員会に、情報の提供の内容・方法・時期等について必要な指導及び支援を受ける。

② 調査結果の報告

- ア 調査結果は、速やかに教育委員会を経由して市長に報告する。
- イ 上記①の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて市長に送付する。

(5) 調査結果を受けた市長による再調査 (公立の学校に係る対処 第30条第2項)

① 再調査

- ア 上記(4)②の報告を受けた市長が、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態

と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、再調査を行う。

イ 再調査を行うに当たっては、専門的な知識又は経験を有する第三者等による附属機関を設けて行い、公平性・中立性を確保する。

ウ この調査についても、教育委員会又は学校による調査に準じて、いじめを受けた児童及びその保護者に対して、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

② 議会への報告

ア 市長は、法の規定に基づき、再調査の結果を議会に報告する。

<備考>

2 (1)にある「いじめ防止対策委員会」の第三者の立場としての構成員は、以下の方である。

[主任児童委員]	工藤恵美子
[民生委員]	三上 正子(西田沢)、市川 末廣(西田沢) 阿部 武利(夏井田)、對馬 秋雄(飛鳥) 蝦名 正夫(瀬戸子)
[学校評議員]	市川 和行(西田沢)、阿部 敏廣(飛鳥) 木村 隆雄(飛鳥)、蝦名 幸太郎(瀬戸子)

平成26年 2月28日 制定

平成27年10月 2日 全面改訂

平成29年 1月10日 一部改訂

平成30年 4月 1日 一部改訂